

伊 勢 市 公 報

第 9 号
平成 18 年 3 月 20 日
月 曜 日

目 次

| | 頁 |
|---|----|
| 告 示 | |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 2 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 3 |
| ○ 市議会定例会の招集について | 4 |
| 教育委員会告示 | |
| ○ 教育委員会会議の招集について | 5 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| ○ 伊勢市長選挙関係 | |
| ・ 伊勢市長選挙の事由発生について | 6 |
| ・ 選挙期日の告示日を定めることについて | 7 |
| ○ 永久選挙人名簿関係 | |
| ・ 転出による永久選挙人名簿の抹消について | 8 |
| ・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について | 9 |
| ・ 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数について | 10 |
| ○ 村松土地改良区総代選挙関係 | |
| ・ 当選した者の住所及び氏名について | 11 |
| ○ 伊勢市長選挙関係 | |
| ・ 候補者届等の書類を提出すべき場所について | 13 |
| ・ 投票記載所の候補者氏名等掲載順序のくじを行う日時及び場所について | 14 |
| ・ 伊勢市長選挙における選挙人名簿の登録基準日等を定めることについて | 15 |
| ・ 選挙時登録にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を定めることについて | 16 |
| ・ 永久選挙人名簿登録者の移替えの延期について | 17 |
| ・ 投票用紙の様式について | 18 |
| 上下水道事業告示 | |
| ○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について | 20 |
| ○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について | 21 |
| 公 告 | |
| ○ 農用地利用集積計画の作成について | 22 |
| ○ 犬の抑留について | 23 |
| ○ 土地収用法第 24 条第 2 項の規定による事業認定申請書及びその添付書類の写しの縦覧について | 24 |
| ○ 犬の抑留について | 25 |
| ○ 犬の抑留について | 26 |

伊勢市告示第 18 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、有滝町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 18 年 3 月 14 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

1 代表者の氏名及び住所

変更前 中 西 毅

伊勢市有滝町 246 番地

変更後 村 林 卓 雄

伊勢市有滝町 2245 番地 1

伊勢市告示第 19 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
柏町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

平成 18 年 3 月 14 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

1 代表者の氏名及び住所

変更前 平 松 一 宏

伊勢市柏町 555 番地 1

変更後 浅 沼 昭 勇

伊勢市柏町 626 番地 3

伊勢市告示第 20 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 18 年 3 月 15 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

- 1 招集の日時 平成 18 年 3 月 22 日（水） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市教育委員会告示第6号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成18年3月14日

伊勢市教育委員会

委員長 菊川 厚

記

- 1 日 時 平成18年3月22日（水）午後6時30分
- 2 場 所 伊勢市役所東庁舎 4階2会議室
- 3 会議に付する事件

議案第4号 平成18年度伊勢市学校（園）教育目標について

議案第5号 伊勢市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

伊勢市選管告示第 16 号

伊勢市長の欠員に伴い、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 114 条の規定により伊勢市長選挙を行うべき事由が生じたため、下記のとおり行うものとします。

平成 18 年 3 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 選挙を行うべき事由 | 長の欠員 |
| 2 | 選挙すべきものの数 | 1 名 |
| 3 | 選挙期日 | 平成 18 年 4 月 16 日 |

伊勢市選管告示第 17 号

平成 18 年 4 月 16 日執行予定の伊勢市長選挙の選挙期日の告示は、
平成 18 年 4 月 9 日に行います。

平成 18 年 3 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 18 号

当市の選挙人名簿に登録されている下記の者について、当市に住所を有しなくなり表示をしてから平成 18 年 3 月 1 日現在で 4 箇月を経過したので、選挙人名簿から抹消しました。

平成 18 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

| | |
|---|-----|
| 男 | 6 人 |
| 女 | 1 人 |
| 計 | 7 人 |

「下記の者」は省略し、抹消者一覧表を選挙管理委員会事務局に備え置いて、一般の縦覧に供する。

伊勢市選管告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条及び第 75 条の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条、第 80 条、第 81 条及び第 86 条の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、下記のとおりです

平成 18 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 2,204 人

2 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 36,726 人

（参考）永久選挙人名簿登録者総数 110,178 人

伊勢市選管告示第 20 号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 4 条第 11 項及び第 4 条の 2 第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 18 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 18,363 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 110,178 人

伊勢市選管告示第 21 号

平成 18 年 2 月 28 日執行の村松土地改良区総代選挙において、土地改良法施行令第 21 条第 1 項の規定による当選人の報告を受け、同令第 22 条第 2 項の規定により当選証書を附与したので、同令第 21 条第 2 項の規定並びに同令第 22 条第 2 項の規定により、下記のとおりその者の住所及び氏名を告示する。

平成18年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

村松土地改良区総代選挙当選人

別紙当選人一覧表のとおり

村松土地改良区総代選挙当選人一覧表

(定数35人 当選人35人)

| 住 所 | 氏 名 | 住 所 | 氏 名 |
|-----|-------|-----|-------|
| 省略 | 川口 博敏 | 省略 | 山口 銀衛 |
| 省略 | 小林 善男 | 省略 | 山中 峯生 |
| 省略 | 後藤 芳樹 | 省略 | 四ツ谷正吉 |
| 省略 | 佐々木一郎 | 省略 | 有田 宏 |
| 省略 | 竹内 弘文 | 省略 | 川邊 秋彦 |
| 省略 | 竹内 久 | 省略 | 天白 秋男 |
| 省略 | 辻井勘四郎 | 省略 | 中村 勝 |
| 省略 | 中川潤一郎 | 省略 | 濱口 三郎 |
| 省略 | 中西 博 | 省略 | 濱口 嘉一 |
| 省略 | 西村 茂 | 省略 | 藤村 信義 |
| 省略 | 濱口 全弘 | 省略 | 三宅 秀伍 |
| 省略 | 濱口 和洋 | 省略 | 宮本 宮生 |
| 省略 | 濱口 秋吾 | 省略 | 宮本 伸二 |
| 省略 | 濱口俊太郎 | 省略 | 角谷 政博 |
| 省略 | 濱口 泰久 | | |
| 省略 | 濱口 和弘 | | |
| 省略 | 濱口 益男 | | |
| 省略 | 濱口 順一 | | |
| 省略 | 濱口 眞澄 | | |
| 省略 | 濱口 東 | | |
| 省略 | 堀内 松樹 | | |

伊勢市選管告示第 22 号

平成 18 年 4 月 16 日執行予定の伊勢市長選挙における候補者届等の書類を提出すべき場所を、下記のとおり定めます。

平成 18 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

提出場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎
伊勢市選挙管理委員会室

ただし、4 月 9 日午前 8 時 30 分から正午までは伊勢市役所東庁舎 4 階第 3 会議室とします。

伊勢市選管告示第 23 号

平成 18 年 4 月 16 日執行予定の伊勢市長選挙における投票記載所の候補者氏名等掲載順序のくじを行う日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 18 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 日 時 | 平成 18 年 4 月 9 日（日） 午後 6 時 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所東庁舎 4 階 伊勢市選挙管理委員会 |

伊勢市選管告示第24号

平成18年4月16日執行予定の伊勢市長選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による永久選挙人名簿の登録に関し、下記のとおり定めますので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示します。

平成18年3月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉木 仁

記

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成18年4月8日（年齢については、平成18年4月16日とする。）
- 2 登録を行う日
平成18年4月8日
- 3 縦覧に供する日
平成18年4月9日

伊勢市選管告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により平成18年4月8日に永久選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、下記のとおり定めますので、同法第23条第2項の規定により告示します。

平成18年3月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉木 仁

記

縦覧の場所 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選管告示第 26 号

平成 18 年 4 月 16 日執行予定の伊勢市長選挙に伴い、平成 18 年 3 月 15 日から同年 4 月 16 日までの間は、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条但し書の規定により、選挙人名簿の移替えを行わず、平成 18 年 4 月 17 日以後に延期します。

平成 18 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 27 号

伊勢市長選挙に用いる投票用紙の様式を公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 45 条第 2 項の規定により、別紙のとおり定めます。

平成 18 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

執

行 年

伊勢市長選挙投票

○ 注 意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
こうほしやしめい しめい らんないひとりか
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
こうほしや もの しめい か

伊勢市
選挙管理
委員会印

こうほしやしめい
候補者氏名

| |
|--|
| |
|--|

伊勢市上下水道事業告示第 10 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 18 年 3 月 14 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

| 指定 番号 | 事業者名 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|----------|----------------------|------------------------|-----------------|
| 235 | 伊勢水道サービス センター有限公司 | 伊勢市岩渕 1 丁目 6 番 23 号 | 平成 18 年 3 月 9 日 |

伊勢市上下水道事業告示第 11 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 18 年 3 月 14 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

| 指定 番号 | 事業者名 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|----------|----------|------------------------|--------------------|
| 236 | 有限会社平井設備 | 多気郡明和町有爾中 1435 番地 1 | 平成 18 年 3 月 9 日 |

伊勢市公告第8号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成18年3月1日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿形次基

農用地利用集積計画（利用権設定）

| 利用権を設定する人 | 利用権の設定を受ける人 | 利用権設定面積 | 備考 |
|-----------|-------------|-----------------------|----|
| 1 人 | 1 人 | 8,000 m ² | 1年 |
| 1 人 | 1 人 | 505 m ² | 3年 |
| 9 人 | 8 人 | 24,824 m ² | 5年 |
| 1 人 | 2 人 | 7,929 m ² | 6年 |

伊勢市公告第9号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県南勢志摩県民局保健福祉部長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成18年3月1日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿形次基

1 抑留した犬

| 番号 | 捕獲した場所 | 種類 | 毛色 | 性別 | 体格 | 年齢 | その他 |
|----|--------|----|-----|----|----|----|-----|
| 1 | 伊勢市小俣町 | 雑種 | 白黒茶 | 雄 | 小 | 子犬 | |

2 抑留した日 平成18年2月24日

3 抑留期限 平成18年3月3日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課（電話 0596-21-5540）

三重県南勢志摩県民局保健福祉部衛生指導グループ（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 10 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、三重県知事から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定に基づき、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、同法第 23 条の規定に基づき、縦覧期間内に限り三重県知事に土地収用法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号）第 4 条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、同法第 25 条の規定に基づき、縦覧期間内に限り、三重県知事に意見書を提出することができるので留意されたい。

平成 18 年 3 月 2 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

- | | | |
|---|---------|--------------------------|
| 1 | 起業者の名称 | 伊勢市 |
| 2 | 事業の種類 | 大湊地区コミュニティセンター新築事業 |
| 3 | 起業地 | |
| | イ 収用の部分 | 三重県伊勢市大湊町字本田地内 |
| | ロ 使用の部分 | なし |
| 4 | 縦覧の場所 | 伊勢市役所生活環境部戸籍住民課 |
| 5 | 縦覧の期間 | 公告の日から平成 16 年 3 月 16 日まで |

伊勢市公告第 11 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県南勢志摩県民局保健福祉部長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 18 年 3 月 3 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

1 抑留した犬

| 番号 | 捕獲した場所 | 種類 | 毛色 | 性別 | 体格 | 年齢 | その他 |
|----|--------|----|----|----|----|----|-----|
| 1 | 伊勢市小俣町 | 雑種 | 白黒 | 雄 | 中 | 成犬 | |

2 抑留した日 平成 18 年 2 月 28 日

3 抑留期限 平成 18 年 3 月 7 日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課（電話 0596-21-5540）

三重県南勢志摩県民局保健福祉部衛生指導グループ（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 12 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県南勢志摩県民局保健福祉部長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 18 年 3 月 15 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

1 抑留した犬

| 番号 | 捕獲した場所 | 種類 | 毛色 | 性別 | 体格 | 年齢 | その他 |
|----|--------|----|----|----|----|----|-------|
| 1 | 伊勢市上地町 | 雑種 | 白 | 雌 | 中 | 成犬 | 青色の首輪 |

2 抑留した日 平成 18 年 3 月 13 日

3 抑留期限 平成 18 年 3 月 16 日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課（電話 0596-21-5540）

三重県南勢志摩県民局保健福祉部衛生指導グループ（電話 0596-27-5151）